資料１－２

第７次行政改革大綱

アクションプラン

**＜令和２年度(２０２０年度)　～　令和７年度(２０２５年度)＞**

令和２年３月初版

令和５年３月改訂（案）

袖ケ浦市

－　　　目　　　次　　　－

**第１章　アクションプランの概要**

Ⅰ　目的・位置づけ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・・・・　　１

Ⅱ　取組期間及び計画内容のローリング

１　計画期間　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・・・・　　２

２　計画内容のローリング（見直し）

（１）計画期間３年目での振り返り　　　　　　　　　　　・・・・・・　　２

　（２）目標達成に向けたＰＤＣＡ　　　　　　　　　　　　・・・・・・　　３

**第２章　アクションプランの取組内容**

Ⅰ　アクションプランの体系　　　　　　　　　　　　　　　・・・・・・　　４

Ⅱ　実施改革項目

＜第１の柱＞　将来的に持続可能な行財政運営を実現するための改革

１　歳入確保に向けた取組み　　　　　　　　　　　　　　・・・・・・　　５

２　歳出抑制に向けた取組み　　　　　　　　　　　　　　・・・・・・　　６

３　将来を見据えた行財政運営の取組み　　　　　　　　　・・・・・・　　７

＜第２の柱＞　限られた行政資源でニーズに応え続けるための改革

１　組織・職員配置の適正化　　　　　　　　　　　　　　・・・・・・　　９

２　新しい技術を活用した事務改善　　　　　　　　　　　・・・・・・　１０

３　時代の要請に応える業務改善　　　　　　　　　　　　・・・・・・　１１

＜第３の柱＞　行政運営の推進力となる職員や職場環境の充実を図るための改革

１　全庁共通事務の効率化　　　　　　　　　　　　　　　・・・・・・　１２

２　人材育成と働き方改革の推進　　　　　　　　　　　　・・・・・・　１３

３　ワークスタイルの変革　　　　　　　　　　　　　　　・・・・・・　１４

＜用語説明＞　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・・・・　１５

第１章　アクションプラン概要

****Ⅰ　目的・位置づけ****

新しく令和２年度（２０２０年度）から取組みを開始する「袖ケ浦市総合計画」（以下「総合計画」という。）では、「みんなでつくる人つどい　緑かがやく　安心のまち　袖ケ浦」を市が目指す将来の姿として掲げています。この実現に向け、新たな総合計画の着実な推進を下支えする第７次行政改革大綱では、本市の現状や課題等を見つめ、基本理念と取組みの指針を示すとともに、「改革の柱」として３つの分野を設定しています。

「アクションプラン」では、この改革の柱に基づき、行政改革で目指すべき「推進項目」と、その実現に向けた具体的な方策となる「実施改革項目」とを体系づけ、それぞれの目標、目的が達成されるよう取組みを推進していきます。

**◎「官民データ活用推進計画」としての位置付け**

わが国では、国、地方公共団体及び独立行政法人に加え、民間事業者の保有するデータ（以下「官民データ」という。）を利活用するための環境を総合的かつ効果的に整備するため、平成２８年１２月、「官民データ活用推進基本法」（平成28年法律第103 号 以下「基本法」という。）を公布・施行しました。

基本法では、国、地方公共団体及び事業者の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体に対しては、官民データ活用の推進に関する計画（以下「官民データ活用推進計画」という。）の策定に努めることとされています。

官民データ活用推進計画の策定では、官民データの利用環境の整備促進を図り、事務負担の軽減、地域課題の解決、住民及び事業者の利便性向上に寄与すること等を目的としており、その趣旨が本行政改革大綱の一部取組みと一致することから、本行政改革大綱は、官民データ活用推進計画を兼ねるものとして位置付けるとともに、具体的な取組みについてはアクションプランにその内容を示します。

****Ⅱ　取組期間及び計画内容のローリング****

１　計画期間

令和２年度（２０２０年度）から令和７年度（２０２５年度）の６年間とします。

　　　これは、総合計画との一体的な推進を図るため、前期基本計画期間と合わせるものです。

****

２　計画内容のローリング（見直し）

行政改革を進めるにあたっては、ＰＤＣＡサイクルを推進する観点から、取組を漫然と実施するのではなく、計画どおり進捗しているか、また、目標とした成果があがっているかを定期的に点検・評価し、期待どおりの成果が得られていない場合には、改善を図っていきます。

（１）計画期間３年目での振り返り

アクションプランで取組む実施改革項目は、２年間経過後の令和４年度（２０２２年度）に令和３年度（２０２１年度）末の取組の進捗状況等を確認し、令和５年度（２０２３年度）以降の計画内容に反映することとします。

ただし、ここでの見直しは、当該実施改革項目を２年間取り組み、方向性に変更があったものや、課題の変化、目標の達成状況などの実態にあわせて、大きく計画内容や目標設定に見直しが必要なもの、あるいは新規に取組みを加えていく必要があるものに限ります。

上記を踏まえ、令和４年度は行政改革推進検討委員会から指名された各部の専門部会員を中心に、各部における取組状況や社会情勢等を踏まえ、見直すべき取組や新たに取り組むべき取組を整理しました。



（２）目標達成に向けたＰＤＣＡ

今回、アクションプランについては、６年間と長期の取組みとなっています。このことで、重要な課題等に対しては、計画的に検討等を深めて推進することが可能となりましたが、その半面、長い取組み期間中においては、現状予期せぬ状況の変化等も考えられます。

このことから、取組みを推進するアクションプランの実施改革項目については、毎年、効率的な取組みとなるよう、目標達成に向けた手段や手法を年度当初に計画して当該年度の取組みを進行することとし、毎年度、当該実施改革項目について、所管部署がＰＤＣＡサイクルによる計画の見直しを行いながらアクションプランの推進を図ります。

第２章　アクションプランの取組内容

****Ⅰ　アクションプランの体系****

**取　組　み　の　指　針**

（１）効率的・効果的な行財政運営のため、「選択」と「集中」を推進

（２）重点的取組と目指すべき視点

①　経常経費の抑制、②　公共施設マネジメントの推進、③　市民、職員、双方における満足度の向上

**改革の柱**

**アクションプラン**

**基本理念**

**【推進項目】**

＜第１の柱＞

将来的に持続可能な行財政運営を実現するための改革

**１　歳入確保に向けた取組み**

(1) 新たな財源の確保

(2) 市税の確保

(3) 未利用市有財産の有効活用

(4) 受益者負担の適正化

**２　歳出抑制に向けた取組み**

(1) 補助金・負担金等の見直し

(2) 特別会計及び企業会計の健全な運営

(3) 物件費の抑制

**３　将来を見据えた行財政運営の取組み**

(1) 効果的なマネジメントサイクルの推進

(2) ファシリティマネジメントの推進

(3) 健康福祉支援室及び地域包括支援センターの

　　あり方の検討

(4) 市立保育所・幼稚園のあり方の検討

**【実　施　改　革　項　目】**

「新たな時代の要請にも柔軟に対応し、将来にわたり安定した

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　行政サービスを提供できる行財政運営の確立」

＜第２の柱＞

限られた行政資源でニーズに応え続けるための改革

**１　組織・職員配置の適正化**

(1) 組織の見直し

(2) 定員管理の適正化

(3) 窓口改善の取組み

**２　新しい技術を活用した事務改善**

(1) ＲＰＡ、ＡＩ、民間委託の導入を見据えた

事務フローの見直し（★）

(2) マイナンバー制度の推進（★）

(3) システム導入におけるルール整備（★）

**３　時代の要請に応える業務改善**

(1) 安全性やエコに配慮した公用車の運用

(2) 地域におけるビッグデータの利活用の推進（★）

(3) 地域課題を解決する官民連携での新しい技術の

活用（★）

**1　全庁共通事務の効率化**

(1) 庁内会議等の見直し

(2) 全庁に共通する事務の効率化

**2　人材育成と働き方改革の推進**

(1) 人事評価を活用した人材育成と給与・人事制度

の連携

(2) 生産性の向上の取組み

(3) 意識改革を促す研修制度の推進

**3　ワークスタイルの変革**

(1) ペーパーレス化の推進（★）

(2) オフィス改革の推進（★）

＜第３の柱＞

行政運営の推進力となる職員や職場環境の充実を図るための改革

Ⅱ　実施改革項目

**注１）項目の末尾、星印（★）の取組みは、「官民データ活用推進計画」での取組みを兼ねています。**

**注２）項目中、灰色の網かけ部分は、令和5年1月末時点で目標達成等によりアクションプラン上の取組を完了した取組です。なお、行政改革での取組完了後は、各担当部署において通常業務として継続的に取組を行います**

＜第１の柱＞　将来的に持続可能な行財政運営を実現するための改革

**１　歳入確保に向けた取組み**

（１）新たな財源の確保

（２）市税の確保

（３）未利用市有財産の有効活用

（４）受益者負担の適正化

**２　歳出抑制に向けた取組み**

（１）補助金・負担金等の見直し

（２）特別会計及び企業会計の健全な運営

（３）物件費の抑制

**３　将来を見据えた行財政運営の取組み**

（１）効果的なマネジメントサイクルの推進

（２）ファシリティマネジメントの推進

（３）健康福祉支援室及び地域包括支援センターのあり方の検討

（４）市立保育所・幼稚園のあり方の検討

＜第２の柱＞　限られた行政資源でニーズに応え続けるための改革

**１　組織・職員配置の適正化**

（１）組織の見直し

（２）定員管理の適正化

（３）窓口改善の取組み

**２　新しい技術を活用した事務改善**

(１)ＲＰＡ、ＡＩ、民間委託の導入を見据えた事務フローの見直し

**注）この取組みは「官民データ活用推進計画」の取組みを兼ねています。**

（２）マイナンバー制度の推進

**注）この取組みは「官民データ活用推進計画」の取組みを兼ねています。**

（３）システム導入におけるルール整備

**注）この取組みは「官民データ活用推進計画」の取組みを兼ねています。**

**３　時代の要請に応える業務改善**

（１）安全性やエコに配慮した公用車の運用

（２）地域におけるビッグデータ利活用の推進

**注）この取組みは「官民データ活用推進計画」の取組みを兼ねています。**

（３）地域課題を解決する官民連携での新しい技術の活用

**注）この取組みは「官民データ活用推進計画」の取組みを兼ねています。**

＜第３の柱＞　行政運営の推進力となる職員や職場環境の充実を図るための改革

**１　全庁共通事務の効率化**

（１）庁内会議等の見直し

（２）全庁に共通する事務の効率化

**２　人材育成と働き方改革の推進**

（１）人事評価を活用した人材育成と給与・人事制度の連携

（２）生産性の向上の取組み

（３）意識改革を促す研修制度の推進

**３　ワークスタイルの変革**

（１）ペーパーレス化の推進

**注）この取組みは「官民データ活用推進計画」の取組みを兼ねています。**

（２）オフィス改革の推進

**注）この取組みは「官民データ活用推進計画」の取組みを兼ねています。**

＜用語説明＞

【五十音順】

●クラウドファンディング

新規・成長企業等と資金提供者をインターネット経由で結び付け、多数の資金提供者（＝crowd〔群衆〕）から少額ずつ資金を集める仕組みのことです。

●ネーミングライツ

市と民間団体等との契約により、市の施設等に愛称等を付与させる代わりに、当該団体からその対価等を得て、施設の持続可能な運営に資する方法です。

●ファシリティマネジメント

企業・団体等が組織活動のために、施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動のことです。ファシリティ（土地、建物、構築物、設備等）すべてを経営にとって最適な状態（コスト最小、効果最大）で保有し、賃借し、使用し、運営し、維持するための総合的な経営活動のことです。

●マイナンバーカード

住民の皆様からの申請により交付されるプラスチック製のカードです。 カードのおもて面には御本人の顔写真と氏名、住所、生年月日、性別が記載されていますので、本人確認のための身分証明書として利用できます。 また、カードの裏面にはマイナンバーが記載されていますので、税・社会保障・災害対策の法令で定められた手続きを行う際の番号確認に利用できます。

●マイナポータル

政府が運営するオンラインサービスです。

行政機関が保有する自分の特定個人情報が確認できるほか、行政機関同士が自分の特定個人情報をどのように受け渡ししたか、その履歴を確認することができます。

また、「ぴったりサービス」では、子育てに関するサービスの検索やオンライン申請（電子申請）を行うことができます。

【アルファベット順】

　●ＡＩ（人工知能）

　　　人間にしかできなかったような高度に知的な作業や判断について、コンピュータを中心とする人工的なシステムにより行えるようにしたものです。

●ＰＰＰ（パブリックプライベートパートナーシップ）

官と民がパートナーを組んで事業を行うことです。

　●ＲＰＡ（ロボティックプロセスオートメーション）

　　　人間がコンピュータを操作して行う作業を、ソフトウェアによる自動的な操作によって代替することです。

令和５年３月の主な改訂箇所

1. ２ページ目下から２行目以降を追記しました。
2. ５ページから１３ページのアクションプラン取組項目について、以下の改訂を行いました。
* 令和２年度から令和４年度上半期までに目標達成等により取組を完了したものに
色づけ
* 令和３年度に追加した取組（１項目）および令和５年度以降の取組（１０項目）を追加